

天理市告示第 270 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画山の辺土地区画整理事業及び大和都市計画道路を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 30 日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画山の辺土地区画整理事業	天理市三島町、田部町、別所町、石上町、小田中町及び櫛本町の各一部
大和都市計画道路 3・4・400 天理停車場線	天理市田部町、石上町、小田中町及び櫛本町の各一部
大和都市計画道路 3・4・407 田部別所線	天理市田部町、別所町及び石上町の各一部

2. 都市計画の縦覧場所

天理市建設部都市整備課区画整理推進室